会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

日医発第 654 号（保険）
令 和 ８ 年 ７ 月 ２ 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公印省略）

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について

昨年 12 月２日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、現在、各医療機関においては、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていただいているところです。

ただし、医療機関の窓口には、有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院されることも想定されることから、令和８年７月末までの暫定的な対応として、上記のような患者が来院された際には、10 割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して３割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされておりました。（令和８年３月 27 日付け日医発第 2086 号（保険）等にてご案内）

今般、この暫定的な対応が７月末に期限を迎えることとなり、今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来、健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となる旨の事務連絡が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について（周知）
（令 8.7.1　事務連絡　厚生労働省保険局医療介護連携政策課）